

地域水田農業支援緊急整備事業

～地域の主体性を活かした営農展開に資する緊急的な条件整備～

1 趣 旨

- (1) 「米政策改革大綱」においては、今後の水田利用のあり方について、「水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。」とし、米政策改革の実現に向けて、生産基盤の整備についても積極的な対応が求められているところである。
- (2) また、地域ごとの水田農業の今後のあり方については、地域の作付・販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンを地域自らが作成し、戦略の確立のための積極的な取組が行なわれているところである。
- (3) このような状況の中、本事業は、耕地の汎用化をはじめとした農用地の高度利用や水田の畑地化、良好な土づくり等、地域の主体性が活かせるような条件整備を機動的かつ緊急的に実施するものであり、地域水田農業ビジョンの実現、即ち、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興に資することとしている。

2 事業内容等

| 事業区分 | 緊急整備型 | 畑地転換型 |
|-------|--|---|
| 事業内容 | ①暗渠排水(補助暗渠含む) ②客土 ③区画整理 ----- ④土壌改良 ⑤農業用排水施設 ⑥農道 ⑦営農用水 ⑧農用地保全 ⑨農業集落環境管理施設整備 | ①暗渠排水(補助暗渠含む) ②客土 ③区画整理 ④農業用排水施設 ⑤農道 ⑩水田転換を行う事業(農用地造成) ----- ⑥土壌改良 ⑦営農用水 ⑧農用地保全 ⑨農業集落環境管理施設整備 |
| 採択要件等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹工種①～③の事業うち、2以上(①は単独でも可)の事業を行うこと。 ・ 地域水田農業ビジョンを反映し、地域水田農業の改革の基本的方向に即した地域水田農業支援整備構想が作成されていること。 ・ 地域水田農業支援整備構想に基づき土壌や暗渠排水機能等に関するほ場条件を診断し、整備する地域の営農計画等を盛り込んだ「地域水田農業支援総合土地改良計画」を作成すること。 ・ 事業の対象範囲は、地域水田農業ビジョンの対象とする範囲内とし、その中で整備すべき受益地を特定すること。 ・ ①～③までの事業の受益面積の合計が20ha以上であって各受益地に係る一定団地(以下「営農区」という。)が20ha以上の規模であり、かつ、3以上であること。 ・ 各営農区内においてビジョンの実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。 ・ 過去ほ場整備等の生産基盤整備事業を実施した地区を基本とすること。 ・ 営農区の農地面積に占める担い手の経営等面積の割合が原則20%以上であり、かつ、事業の実施により地域水田農業ビジョンに示す内容に沿って、これらの担い手への農用地の利用集積が見込まれるものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹工種⑩及びこれと相当の関連のある①～⑤までのいずれか、もしくは複数の事業を行うこと。 ・ ①～⑤及び⑩の事業の受益面積の合計が20ha以上であること。 ・ 地域水田農業ビジョンが策定されており、その中に、地域単位の産地づくり構想等畑作の営農計画が位置付けられていること。 ・ 受益面積のうち、少なくとも10ha以上の水田を他地目に転換すること。 ・ 受益面積に占める担い手の経営等面積の割合が20%以上であり、かつ、事業の実施によりこれらの担い手への農用地の利用集積が見込まれるものであること。 |

- 3 事業実施主体 都道府県
- 4 採択期間 平成16年度～平成18年度
- 5 補助率 50%
- 6 平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）
6,603,000（6,226,000）千円

【担当課：農村振興局農地整備課】